

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、各地の造船所において、長年、仕上・修理工として石綿含有製品を直接取り扱ったことにより石綿にばく露し、平成〇年〇月〇日にA病院において「肺がん」と診断された。

請求人は、「肺がん」を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、B県C市に所在していたD工業を最終石綿ばく露事業場として、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発症した「肺がん」は業務上の事由によるものであるとして、これらを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、E病院及びA病院において治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級と認定し、同等級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した

ので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第9級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 当審査会も、請求人に残存する障害は、決定書理由第2の2の(2)のAに説示するとおり、肺病変による呼吸機能障害であると判断する。
- (2) 当審査会が肺病変に関して読影を依頼したF医師によるA病院撮影の胸部単純写真と胸部CT画像の読影所見によれば、「じん肺症に見られる粒状陰影や胸膜プラーク等は認めない。」としており、請求人の肺の状態は、喫煙に伴う気腫性変化が主体であり、喫煙習慣に関連した重度の肺気腫変化であることが容易に推察可能であるとのことであり、当該所見は、G医師及びH医師による、肺機能障害は喫煙による肺気腫が影響している旨の意見を支持するものである。当審査会としても、これらの意見は請求人の胸部単純写真と胸部CT画像を読影して子細に検討した結果によるものであることから、妥当であると考える。
- (3) 請求人において、肺がんに対する肺葉切除の後遺障害による呼吸機能低下と、喫煙に起因すると思われる呼吸機能障害の関与の度合を正確に判定することは困難である。しかし、上記の各医師の所見に鑑み、当審査会としては、肺気腫の影響を強く受け、被検者の協力度に数値が左右されやすいスパイロメーターの検査結果よりも、客観性の高い動脈血酸素分圧と二酸化炭素分圧の測定値に基づいて、障害等級を決定することが妥当であると判断する。請求人において

は、動脈血酸素分圧が69.6 Torr、動脈血炭酸ガス分圧が40.2 Torrであり、「動脈血酸素分圧が60 Torrを超え70 Torr以下のもの」及び「動脈血炭酸ガス分圧が37 Torr以上43 Torr以内の範囲内のもの」に該当する。したがって、障害等級は、第9級の7の3「胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」と判断する。

- 3 以上のおり、請求人に残存する障害の程度は障害等級第9級を超えるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。